

年頭に当たっての所信

平成 16 年 1 月 6 日

原子力委員会

1. 基本姿勢

(1) 原子力基本法は「わが国における原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」ことを求めています。

原子力委員会は、地球温暖化防止や効果的な核不拡散体制の確立に対する関心の増大、途上国の急速な発展、近い将来わが国の人口が低下し始めるとの予測、地方分権の進展等の内外の情勢から判断して、人類社会及びわが国社会が歴史の大きな転換点にあると認識しつつ、改めてこの基本方針を想起し、「民主的手続きなくして権威なし」を肝に銘じて、専門家、一般市民、地方自治体、政策提言集団等の広くかつ多様なセクターに原子力の研究、開発及び利用に関する政策の提案や意見を求め、対話を重ねる「広聴活動」を重視していきます。

そして、この活動を通じて政策選択の根拠とすべき国民に納得される基本原則を明確にし、それぞれの政策提案をこの観点から可能な限り定量的に比較検討して、判断根拠と実施責任主体が明らかな政策の決定に努めます。

(2) 原子力基本法は、原子力の研究、開発及び利用の推進の目的を「将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与すること」としています。

この目的を達成するためには様々な研究開発活動が必要ですが、これには長期間を要するものが少なくありません。また、その成果を活用して実施される事業には、着手から事業の終了過程で発生する放射性廃棄物の処分が完了するまでの期間が長期間にわたるものが少なくありません。

したがって、これらの遂行には、その途上における周囲を取り巻く状況の変化、期待された成果の不達成、設備の故障等による展開の遅延、実施に要する費用の増大等の理由で所期の目的が達成できないリスクが伴います。

原子力委員会は、個々の研究開発や事業に携わる者がこのリスクを認識し、計画や事業の進め方を柔軟に見直すといった適切なリスク管理を行うことを求めるとともに、原子力基本法の目的を達成する可能性が全体としては損なわれ

ることのないように、最新の知見と情勢を踏まえて、政策評価と見直しを不断に行ってまいります。

2．重点政策目標

- (1) 地球温暖化対策に寄与する原子力発電が長期にわたってわが国のエネルギー自給率の向上に役立つ基幹電源であり続けるように、その安全性、安定性、経済性、環境特性の維持・向上努力を求めるとともに、合理的な核燃料サイクルシステムの実現を図る
- (2) 原子力エネルギー利用技術の一層の性能向上や利用分野の拡大を図る研究開発を国際協力も活用して効果的かつ効率的に推進する
- (3) 放射線、核反応を人類社会の福祉と国民生活の水準向上及び科学技術の発展に効果的に利用することを推進するとともに、これに必要な効果的な研究開発及び教育を推進する
- (4) 人類社会の福祉の向上に役立つ原子力の研究、開発及び利用に関する国際共同活動と相互裨益の観点に立った二国間及び多国間協力活動を推進する
- (5) 国際社会における原子力の平和利用の進展に寄与する国際核不拡散体制の有効性の維持・強化に貢献する

3．新たな原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定

電気事業の自由化や原子力二法人統合計画の進展、核燃料サイクル事業の遅れ、地球温暖化防止への取り組みにおける原子力の役割の評価等を踏まえた米国などを中心とした原子力発電の拡大へ向けた動き、核不拡散、核物質防護体制の強化の必要性の顕在化など、原子力を取り巻く情勢は、現行の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(原子力長期計画)を策定した平成12年11月の時点とは変化してきています。

そのため、新たな原子力長期計画の策定作業に着手します。その準備作業として、広聴の精神を踏まえて、各界各層から提案・意見を聴取し、原子力長期計画のあり方や原子力長期計画策定に際しての課題・論点等を整理するとともに、各種代替政策提案に関する定量的な検討を速やかに開始します。